

# 第2次近江八幡市行政改革大綱

平成28年3月

近江八幡市

# 目 次

1. 策定にあたって	1
2. 基本方針	2～4
I 市民と行政が協働してまちづくりを進められるように、 行政の役割や責任を明確にした市政の確立	
II 市民が誇りに思え、満足できるまちを創っていけるため の、持続可能な財政基盤の確立	
III 時代の要請に的確に対応できる組織づくりと人づくりによる 組織力の向上	
3. 対象期間と進捗管理	5
●対象期間と具体的な取り組み	
●進捗管理	

## 1. 策定にあたって

平成22年3月21日に旧近江八幡市と旧安土町が合併して新近江八幡市が誕生し、早くも6年が経過しようとしています。この間、平成22年度から平成26年度までの5年間を対象期間とした近江八幡市行政改革大綱を策定し、合併後の新たな自治体運営体制の確立を目指し、一步一步着実に行政改革の取り組みを進めてきました。

この行政改革の推進により、行政組織をスリム化し、本市の職員数は全国と同規模の自治体と比べても少ない方に位置づけられるところまで削減するとともに、財政状況の健全性の面においても、現在のところは高く評価される状態を維持しています。

一方で、地方分権の進展や地方創生が進められつつある状況の下、行政の役割や業務範囲が拡大することに鑑み、職員の削減や事務事業の見直し等を中心とした行政改革だけではなく、市民と行政の協働の面においては、両者の新たな関係の構築、市民や地域社会の役割の明確化といった新たな自治体運営の体制の構築にも取り組んできました。

このように、これまでの行政改革により、行政の簡素化や合理化については一定の成果は表れています。しかし、改革のプロセス、効果に対する市民との情報共有や市民理解といった点では少なからず課題があるのも事実であり、これからの行政改革は、より市民に分かりやすく、市民の意見が反映できるように取り組む必要があります。また、少子高齢化・人口減少の更なる進行、公共施設やインフラの老朽化対策、多様化・高度化する市民ニーズへの対応等々、依然として課題が山積している状況にもあり、将来にわたって持続可能な行財政運営を進めていくためには、今後も引き続き改革の手綱を緩めるわけにはいきません。

以上のことから、これまでの行政改革の取り組みを継承することを基本とし、次の前期行政改革大綱の3本柱を引き継いだ第2次行政改革大綱を策定し、更なる行政改革に取り組めます。

- I 市民と行政が協働してまちづくりを進められるように、行政の役割や責任を明確にした市政の確立
- II 市民が誇りに思え、満足できるまちを創っていけるための、持続可能な財政基盤の確立
- III 時代の要請に的確に対応できる組織づくりと人づくりによる組織力の向上

平成28年3月

近江八幡市行政改革推進本部

本部長（近江八幡市長） 富士谷 英正

## 2. 基本方針

### I 市民と行政が協働してまちづくりを進められるように、行政の役割や責任を明確にした市政の確立

地方自治の根幹は、市民が自ら主体的に地域の問題解決にあたることです。そして、行政が果たすべき役割は、市民や地域社会ではどうしても解決できない公共的な問題を解決することです。従って、住民自治を確立したうえで、行政は果たすべき役割を明確にして、その役割をできるだけ合理的かつ効果的に果たせるような能力や技法を身に付ける必要があります。

この行政改革大綱では、従来の行政改革にも増して、住民自治の確立と行政の役割の明確化を追求する視点を持って、行政改革のプロセスを市民の参加と理解の下に進めることに加え、進捗状況や成果を把握し評価をしっかりと行う必要があります。

そこで、以下の項目について具体化に向け取り組みを進めます。

- (1) 市が取り組むべき課題の設定段階から、積極的に市民が参加できる仕組み作りに取り組みます。また、広報広聴機能を充実させ、できるだけ多くの市民の意見を市政に反映させます。
- (2) この大綱に基づいて策定する行財政改革プランに掲げる具体的な取り組みについては、市民の意見を取り入れながら進めていきます。
- (3) 市民が自らの住む地域に責任を持って関わられるよう、必要な権限や財源を付与する、いわゆる「自治体内分権」を更に進めます。一方で、市民では担いきれない役割等については、行政が専門的な立場から市民をサポートする体制を確立します。
- (4) 行政改革の成果として、行政の効率化や財政状況の改善がどの程度まで進んだかという視点だけでなく、市民生活や市内の各種団体の活動にどのような変化が生まれたかなどについて、実態把握に努めるとともに外部委員等による客観的評価を実施し、その評価結果を基に随時取り組みの見直しや新たな試みを展開していきます。

## Ⅱ 市民が誇りに思え、満足できるまちを創っていただけるための、持続可能な財政基盤の確立

これまでの行政改革により、本市の財政状況は現在のところ比較的健全に推移しています。しかし、今後、人口減少社会に伴う市税収入の減少に加え、少子高齢化社会に伴う扶助費をはじめとした社会保障関係経費の増大、公共施設やインフラの老朽化対策、大型施設整備事業などによる巨額の財政出動が想定されることから、これまで以上に支出の削減、行政運営の合理化、不要不急の事業や目的を達成した事業の見直しなど、従来から取り組んできた改革を引き続き進める必要があります。また、市税や国民健康保険料などの徴収率の向上をはじめ、新たな歳入確保策の模索など、歳入面においても引き続き取り組む必要があります。

しかし、支出の削減を進めることには負の側面があるのも事実です。例えば、市民の負担が増えたり、地域社会や地域経済の活力を削ぐことがあったり、あるいは職員の志気を低下させたりする危険性も併せ持っていますので、これらの負の側面を最小限に抑え、地域社会や地域経済が活力を持てるよう、行政改革を推進する必要があります。

このようなことから、市民がまちに誇りを持って、住むこと、働くこと、学ぶことに満足できるまちを創っていくために、持続可能な財政基盤の確立を目指し、以下の項目に取り組めます。

- (1) 事務事業の見直しなどによる支出の削減に努めるとともに、公共施設の管理、公営事業の運営にも民間活力を導入するなど、これまで以上の改善に取り組めます。更に、新たな歳入確保に向けた取り組みも進めます。
- (2) 限られた資源を有効に活用するため、市民や職員から提案やアイデアを積極的に募り取り入れます。それにより、市民や職員のやる気やパワーを高めていくことができます。
- (3) 財政状況を的確に把握できるような指標を設定し、市民にわかりやすい形で公表します。また、各施策がどのような効果をあげているかを市民に説明責任が果たせる仕組み作りに努めます。

### Ⅲ 時代の要請に的確に対応できる組織づくりと人づくりによる組織力の向上

今日の行政に求められている役割と機能に応じていくためには、行政組織の編成や組織における意思決定の方法を見直すことが必要です。また、「組織は人なり」と言われるように、一人ひとりの職員の意識や能力を向上させることも重要です。

以上のことを踏まえ、次のような項目に取り組みます。

- (1) 市民のニーズに的確に応えられる組織体制を構築するとともに、情報公開を積極的に進めるなど、透明性の高い組織を目指します。
- (2) 市として力を入れる分野や施策については必要な人員を配置し、それ以外の部分については削減するという、明確な方針を持った定員管理及び適正配置を行います。また、今後ますます強く求められる専門性に配慮し、異動周期や異動パターンに工夫を加えるとともに地域・業種などの境を越えた人材交流を検討します。
- (3) 地域の問題を主体的に発見してそこから課題を抽出するという政策形成能力を、全ての職員において高めるよう努めます。また、市民と日常的に接している職員、担当者レベルの職員が持っているアイデアや現場の情報を、市の政策に反映させる仕組みを構築していきます。
- (4) 新しい時代の行政に求められる資質、能力を備え、意欲的に取り組んでいる職員を評価し、職員のやる気を高めることができるような人事評価制度を実現します。

### 3. 対象期間と進捗管理

- 対象期間と具体的な取り組み

対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

具体的な取り組みについては、当行政改革大綱に基づく行財政改革プランを策定し取り組みます。

- 進捗管理

行政改革を推進した結果に対する評価は、近江八幡市行政改革推進委員会（外部組織）と近江八幡市行政改革推進本部において行います。

なお、行財政改革プランの具体的な取り組みについては、年度ごとに進捗状況を公表します。